

伊丹市立伊丹スポーツセンター体育館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により伊丹市立伊丹スポーツセンター体育館の指定管理者を下記のとおり指定するので、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定するもの

住 所 伊丹市鴻池1丁目1番1号
名 称 公益財団法人伊丹スポーツセンター
代表者 理事長 川村 貴清

2 指定期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

平成27年12月4日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸